

第5次八女市男女共同参画行動計画 令和3年度事業報告

目次

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

- 主要課題1 教育の場における男女共同参画の推進 P1
- 主要課題2 男女共同参画に対する理解の促進 P1
- 主要課題3 男女共同参画に関する国際的協調 P5

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する労働環境づくり

～八女市女性活躍推進計画～

- 主要課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進 P6
- 主要課題2 雇用の分野における女性活躍の推進 P6
- 主要課題3 農業における男女共同参画の推進 P7
- 主要課題4 商工自営業における男女共同参画の推進 P7

基本目標Ⅲ 男女が共に参画する地域づくり

- 主要課題1 政策・方針決定への女性の参画の促進 P8
- 主要課題2 地域活動における男女共同参画の推進 P10
- 主要課題3 地域防災活動における男女共同参画の推進 P10
- 主要課題4 市民との協働による男女共同参画の推進 P10

基本目標Ⅳ 男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援

- 主要課題1 生涯を通じた健康づくりの支援 P11
- 主要課題2 社会的な困難を抱えた人への支援 P11
- 主要課題3 配偶者等からの暴力の根絶 P12

～第3次八女市DV対策基本計画～

- 行動計画を推進するための取り組み P15

第5次八女市男女共同参画行動計画
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	3年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
教育の場における男女共同参画の推進	(1) 学校教育における男女共同参画の推進	1 人権教育の推進	○ 男女平等・人権尊重の視点に立った人権教育の推進を図ります。	継続	人権尊重の視点に立った人権教育となるよう人権・同和教育指導主事を派遣し支援を行う。	人権教育が人権尊重の視点に立って、計画的・組織的に推進される。	学校の人権教育を推進するため、人権・同和教育指導主事を派遣し、人権尊重の視点に立った支援を行った。	引き続き、人権尊重の視点に立った学校づくりを支援し、人権教育の推進を図る。	人権・同和教育課
		2 性に関する指導の充実	○ 児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進を図ります。	継続	性教育に関する児童・生徒指導の充実。	児童・生徒の発達段階に応じた性教育を充実する。	性教育を、男女平等を推進する教育の基本として捉え、人間尊重の精神や生命の尊厳、性差についての正しい認識を育てるため、児童・生徒の発達段階に応じた性教育の充実を図った。	今後も継続して、人間尊重の精神や生命の尊厳、性差に関して正しい認識を育てるため、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を充実する。	学校教育課
		3 男女共同参画の視点に立った進路指導の充実	○ 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性を尊重した進路指導の充実を図ります。	継続	学校における進路指導の充実。	幅広い視野からの進路先や就職先を選択できるような進路指導と学習活動の充実を図る。	職業選択を自立の基礎として位置づけ、担任や進路指導主事を中心に、職場体験学習等を通して、個人の能力や適性及び本人の意思を重視して、幅広い視野からの進路先や就職先を選択できるような、将来への展望を持った進路指導と学習活動の充実を図った。	これまでの進路指導方針を継承しつつ、幅広い視野からの進路先や就職先を選択できるような、将来への展望を持った進路指導と学習活動の充実を図る。	学校教育課
		4 教育相談の充実	○ 関係機関の連携により、児童・生徒や保護者の相談窓口の充実を図ります。	継続	児童・生徒に係る教育相談の充実。	専門家を活用し、相談体制の充実を図る。	さまざまな児童生徒に係る教育課題について、教育相談室を中心として相談を行い、相談対応として専門家を活用し、相談体制の充実を図った。また、学校、家庭児童相談室、NPOリーベル、医療機関、警察署等との連携により、相談の充実を図った。	今後も継続して取り組んでいく。	学校教育課
教育に携わる者への啓発の推進	(2)	5 教職員・保育職員等の研修の充実	○ 教育・保育に携わる職員に対し、男女平等・人権尊重に関する研修を実施します。	通年	職員に対し、人権尊重に関する啓発に努める。	職員に対し、人権尊重に関する啓発に努める。	八女市乳幼児教育部会や学校教育部会と連携を図り、人権尊重に関する研修会や保幼小連携の学習会を実施した。	職員に対し、人権尊重に関する啓発に努め、人権意識を高めていく。	子育て支援課
		6 社会教育関係者への啓発・情報提供	○ 社会教育に携わる関係者に対し、男女平等・人権尊重に関する研修等への参加を働きかけます。	継続	家庭での教育力向上を目指し、講座や研修会を開催する。	男女問わず参加しやすい内容で企画する。	校内研修や若年層教職員研修を開催し、教職員への人権尊重理念の理解に努めた。また、女性問題に関する啓発リーフレットを作成して教職員に配付し、啓発を行った。	引き続き、教職員が、人権尊重の理念を十分に理解した指導者となるよう育成に努める。	人権・同和教育課
		7 市広報・ホームページ等での啓発・情報提供	○ 社会教育に携わる関係者に対し、男女平等・人権尊重に関する研修等への参加を働きかけます。	継続	家庭での教育力向上を目指し、講座や研修会を開催する。	男女問わず参加しやすい内容で企画する。	家庭教育セミナーを実施し、家庭での役割分担など、男女協働の視点からの啓発を実施した。	セミナーを実施する中で、家庭での役割分担などの内容を取り入れていく。	社会教育課
男女共同参画2面に対する理解の促進	(1)	7 市広報・ホームページ等での啓発・情報提供	○ 男女共同参画に関する啓発記事や情報を、市の広報紙やホームページに掲載します。	11月	市広報・ホームページ等での啓発記事の掲載	市広報11月号に特集記事を掲載する。	市広報11月1日号に「女性に対する暴力をなくす運動」関連の特集記事を掲載するとともに、11月15日号、2月15日号にて6記事を掲載。あわせて市ホームページやFM八女においても啓発・情報提供を行った。	啓発記事や情報を、市の広報紙やホームページに掲載する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
		8 男女共同参画情報誌の発行	○ 男女共同参画情報誌「とぎやざー」を発行し、市民に配布します。	9月2月	男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画情報誌「とぎやざー」を市民との協働により発行する。	男女共同参画情報誌「とぎやざー」第25、26号を市民との協働により発行した。	男女共同参画情報誌「とぎやざー」を市民との協働により発行する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
		9 表現ガイドラインの整備・活用	○ 情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。 ○ 社会情勢の変化等に応じてガイドラインの見直しを行います。	通年	表現ガイドラインの活用	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。各課にガイドラインの活用を促す。	市広報や情報誌等による情報発信の際はジェンダー平等を意識し、ガイドラインに沿った表現に努めた。各課にガイドラインの認識を促した。	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。各課の認識を高めるとともに、社会情勢の変化等に応じてガイドラインの見直しを行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
				随時	刊行物を作成する際に基準となるガイドラインに基づいての発行。	様々な差別的表現を避けることを注視し、ガイドラインの有効活用と刊行物の作成にあたる。	ガイドラインに基づき発行を行った。	今後も引き続き刊行物等の発行の際には、ガイドラインに基づき発行を行う。	防災安全課

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	3年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
				継続	広報八女の発行(23回)。 ホームページの更新(随時) FMお知らせ放送(随時)	「男女共同参画推進のための行政 刊行物等の作成に関するガイドラ イン」に沿った表現を行う。	「男女共同参画推進のための行政 刊行物等の作成に関するガイドラ イン」を参考に表現の工夫に努めた。	表現方法について、ガイドラインなど に準じるよう努める。	企画政策課
				継続	情報発信、刊行物等への配慮	情報発信や刊行物等作成の際は 「男女共同参画推進のための行政 刊行物等の作成に関するガイドラ イン」に沿った表現を行います。	ガイドラインに基づき発行を行った。	今後も引き続き刊行物等の発行の 際には、ガイドラインに基づき発行を 行う。	定住対策課
					広報・ホームページ等	今後も引き続き刊行物等の発行の 際には、ガイドラインに基づき発行を 行う。	ガイドラインに基づき発行を行った。	今後も引き続き刊行物等の発行の 際には、ガイドラインに基づき発行を 行う。	観光振興課
					該当なし	—	広報、八女市HPでの発信について は、ガイドラインに沿った表現に留意 し作成した。	ガイドラインに沿った表現に留意し 作成する。	新庁舎建設課
				随時	ガイドラインに沿った情報発信 を行う。	情報発信の際には、ガイドラインに 沿った表現であることを確認する。	チラシ作成、広報掲載の際に、ガイ ドラインに沿った表現であることを確 認した。	情報発信の際には、ガイドラインに 沿った表現であることを確認する。	商工振興課
				継続	随時、広報やホームページ、 FM等を活用し啓発を行う。	「男女共同参画推進のための行政 刊行物等の作成に関するガイドラ イン」に沿った表現で行う。	情報発信の際には、ガイドラインに 沿った表現であることを確認した。	情報発信の際には、ガイドラインに 沿った表現であることを確認する。	企業誘致課
				継続	情報発信、刊行物等への配慮	情報発信や刊行物等作成の際は 「男女共同参画推進のための行政 刊行物等の作成に関するガイドラ イン」に沿った表現を行います。	情報発信(ホームページ)作成時に は、ガイドラインに沿った表現を行 い作成した。	情報発信や刊行物等作成の際は 「男女共同参画推進のための行政 刊行物等の作成に関するガイドラ イン」に沿った表現を行います。	税務課
					広報・ホームページ等	今後も引き続き刊行物等の発行の 際には、ガイドラインに基づき発行を 行う。	ガイドラインに沿って情報発信をおこ なした。	今後も引き続き刊行物等の発行の 際には、ガイドラインに基づき発行を 行う。	環境課
					各種案内通知等の発行の際に ガイドラインに基づいて発行す る。	男女共同参画の視点に照らして適 切な表現がなされるよう注意しなが ら通知等を作成する。	男女共同参画の視点に照らし、通知 等を作成することができた。	刊行物等の発行の際には、ガイド ラインに基づき発行を行う。	福祉課
				4月 通年	子育て応援ブック「ぼこあぼ こ」、やめっこ未来館通信等の 発行	情報発信の際は、「男女共同参画推 進のための行政刊行物等の作成に 関するガイドライン」に沿った表現 を行う。	子育て支援拠点施設(みらい広場・ さくら・ピコロ)の情報誌、やめっこ 未来館通信及び子育て応援ブック 「ぼこあぼこ」を作成する際に、ガイ ドラインに基づいて発行を行った。	情報発信の際は、「男女共同参画推 進のための行政刊行物等の作成に 関するガイドライン」に沿った表現 を行う。	子育て支援課
					各種健(検)診・予防接種等の パンフレット、チラシ等の作成	情報発信の際は、「男女共同参画推 進のための行政刊行物等の作成に 関するガイドライン」に沿った表現 を行う。	ガイドラインを理解し、パンフレット、 チラシの作成を行った	ガイドラインに沿ったパンフレット、チ ラシの作成を行う。	健康推進課
					介護長寿課が行う各事業の広 報・啓発活動について、ガイド ラインに対応した表記を行う	市広報、ホームページ等で広報・啓 発活動では、基準となるガイドラ インに沿って情報発信を行う。	情報発信においては、ガイドラインに 沿った運用を行った。	情報発信の際は、「男女共同参画推 進のための行政刊行物等の作成に 関するガイドライン」に沿った表現 を行うよう努める。	介護長寿課
					刊行物を作成する際に基準と なるガイドラインに基づいての 発行。	様々な差別的表現を避ける事を注 視し、ガイドラインの有効活用と刊 行物の作成にあたる。	事案がなかったため、対応してい ない。	様々な差別的表現を避ける事を注 視し、ガイドラインの有効活用と刊 行物の作成にあたる。	林業振興課
				継続	各種情報の発信の際に男女共 同参画推進に係る表現への配 慮を行います。	情報発信の際は「男女共同参画推 進のための行政刊行物等の作成に 関するガイドライン」に沿った表現 を行うよう努める。	刊行物の改訂を行っていない。	刊行物等の改訂の際に、「男女共同 参画推進のための行政刊行物等の ガイドライン」に沿った表現を行うよ う努める。	上下水道局
				継続	ガイドラインに基づき作成する。	資料などを作成する際は、ガイドラ インに基づいて作成・確認を行う。	ガイドラインに則った情報発信がで きた。	今後も引き続き適切な表現を行うよ う、ガイドライン等を遵守します。	学校教育課

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	3年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
				継続	公民館だより等の発行	ガイドラインに沿って発行する。	ガイドラインに基づき発行した。	ガイドラインに基づき発行する。	社会教育課
				継続	スポーツだより八女の発行	ガイドラインに沿って発行する。	スポーツだより八女の発行した。	ガイドラインに沿って発行する。	スポーツ振興課
				継続	刊行物作成時のガイドラインに基づいた発行。	募集チラシ等を発行する際、ガイドラインに沿った表現になっているか確認し、発行する。	ガイドラインに基づき発行した。	引き続きガイドラインに基づき発行する。	文化振興課
				継続	ガイドラインに基づき作成する。	資料や啓発冊子などを作成する際は、ガイドラインに基づいて確認を行う。	ガイドラインに基づき、資料や啓発冊子を作成した。	引き続き、ガイドラインに沿った表現を行い、情報発信に努める	人権・同和教育課
				継続	議会だよりの発行における表現の確認	議会だよりを作成する際は、基準となるガイドライン(指針)に基づき発行する。	議会だよりを作成において、基準となるガイドライン(指針)に基づき発行した。	引き続き、ガイドライン(指針)に基づき発行する。	議会事務局
				該当なし		イベント等の事業実施時は、ガイドラインに沿った表現になっているか確認した上で発行する。	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行うことができた。	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	黒木支所
				該当なし		イベント等が無く刊行物の作成がなかったが、今後ガイドラインの内容の確認を担当係に周知したい。	目標に沿った表現に努めた。	引き続き努力したい。	立花支所
				該当なし		事業実施時は、ガイドラインの確認を行い実施していきたい。	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行うことができた。	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	上陽支所
				該当なし		事業実施時は、ガイドラインの確認を行い実施していきたい。	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行うことができた。	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	矢部支所
				該当なし			—	—	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。
(2)	男女共同参画に関する学習の機会の提供	10 男女共同参画に関する講座・講演会の開催	○ 男女共同参画の理解を深め、男女がいきいきと活躍できる社会づくりの機運を高める講座・講演会を開催します。 ○ 人権に関する講座等には、男女共同参画に関するテーマも取り入れ計画・実施します。	12月	男女共同参画講演会の開催 各講座等の開催	市民との協働による男女共同参画講演会を開催する。 男女共同参画をテーマにした内容の講座を実施する。	新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言により、市民協働企画の「元氣塾」を中止。対象を行政区長に変更し、オンライン研修を実施した。コロナ禍により各地区で計画していた講演会を中止。立花地区のみ実施。	男女共同参画まちづくり団体等との協働で講演会等を実施する。オンライン研修等、状況を考慮しながら開催方法を検討し実施していく。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
				随時	会議等における託児の検討	必要に応じて託児を実施する。	市が講座・講演会、会議等を主催する際に、託児を必要とするケースが無かった。	必要に応じて託児を実施する。	防災安全課
				新規	講座・講演会開催時の託児所の設置	まちづくり団体と連携し、団体が主催する講座・講演会等において託児所設置について働きかけを行う	新型コロナウイルスの影響により一般公開する講座・講演会を開催していない。	まちづくり団体と連携し、団体が主催する講座・講演会等において託児所設置について働きかけを行う	企画政策課
				継続	講座等開催時の配慮	子どもをもつ人が参加しやすいよう、市が主催する会議・講座等開催の際は託児を開設します。	市が講座・講演会、会議等を主催する際に、託児を必要とするケースが無かった。	講座・講演会、会議等を主催する際は、託児を実施するとともに各事業所や観光団体等へも啓発を行う。	定住対策課
					講座等における託児の実施	講座・講演会、会議等を主催する際は、託児を実施するとともに各事業所や観光団体等へも啓発を行う。	市が講座・講演会、会議等を主催する際に、託児を必要とするケースが無かった。	講座・講演会、会議等を主催する際は、託児を実施するとともに各事業所や観光団体等へも啓発を行う。	観光振興課
				随時	必要に応じて託児所等設置を行う。	託児所等の必要があるか確認する。	託児所等の要否について確認を行った。	今後も託児等必要の有無を確認する。	商工振興課

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	3年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
				継続	必要に応じて託児室を開設する。	新しい生活様式に沿った形での実施を検討するとともに、必要に応じて託児室を開設する。	託児等必要の有無を確認した。	託児等必要の有無を確認する。	企業誘致課
				継続	講座等開催時の配慮	子どもをもつ人が参加しやすいよう、市が主催する会議・講座等開催の際は託児を開設します。	新型コロナウイルスまん延防止のため講座の要請や開催はしていない。	子どもをもつ人が参加しやすいよう、市が主催する会議・講座等開催の際は託児を開設します。	税務課
					該当なし	—	講座・講演会等の開催は無かった。	開催する場合は、託児所開設に努める。	環境課
				7月～12月	講座・講演会での託児室の開設	講座・講演会での託児室の開設し、子どもを持つ人が参加しやすいようにする。	今年度実施した会場開催による講座では、新型コロナウイルス感染状況に鑑み、託児室の対応を中止した。	講座・講演会において託児室の開設により、子どもを持つ人が参加しやすい環境づくりに努める。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
				7月～12月	講座・講演会での託児室の開設	講座・講演会での託児室の開設し、子どもを持つ人が参加しやすいようにする。	「女性のためのチャレンジ講座」において、託児を実施した。	講座・講演会において託児室の開設により、子どもを持つ人が参加しやすい環境づくりに努める。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
					講座・講演会等を開催する際に、検討する。	必要に応じて、対応する。	講演会等を開催する際に、対象者に照らしながら対応を行った。	必要に応じて、対応する。	福祉課
				通年	講座・講演会等開催時の託児室の開設	講座・講演会を開催する際には、毎回託児室を開設し、子どもを持つ人が参加しやすいようにする。	講座等を開催する際は、毎回託児室を開設し、子どもを持つ人が参加しやすい環境を整備した。	講座・講演会を開催する際には、毎回託児室を開設し、子どもを持つ人が参加しやすいようにする。	子育て支援課
					講座・講演会、住民健診(レディースデー)で託児室を設置。	子育て世代の女性が安心して健診受診や講座や講演会に参加していただけるよう、ファミリーサポートセンターに依頼して託児室を設置する。	7日間実施した住民健診のレディースデー全てに託児所を設置した。	引き続き、地区健診会場(レディースデー)での託児室の開設を行う。	健康推進課
					会議等における託児の検討	必要に応じて託児を実施する。	事業がなかったため、対応していない。	必要に応じて託児を実施する。	林業振興課
					「移動教育委員会」、「八女市教育の日事業」での託児室の開設	「移動教育委員会」、「八女市教育の日事業」等について、求められているニーズに応え、参加者が利用しやすいように改善を行い実施する。	令和3年度については、新型コロナウイルス感染防止の為、「移動教育委員会」、「八女市教育の日事業」は行っていない。	今後も、事業を実施する場合は、参加者が利用しやすいよう、託児所を設置する。	学校教育課
				継続	公民館講座等における託児の実施	託児を必要とする場合は実施します。	希望に応じて託児を実施した。	託児等が必要かを確認し、必要があれば実施する。	社会教育課
				継続	親子参加型のスポーツ教室・体力測定会の開催	事業を実施する場合は、必要に応じ託児所を設置する。	新型コロナウイルス感染症拡大により実施できなかった。	事業を実施する場合は、必要に応じ託児所を設置する。	スポーツ振興課
				継続	講演会等の開催時に託児所を設置する。	講演会や講座の開催時には必要に応じ託児所を設置する。	託児を必要とする参加者がいなかった。	講演会等で託児が必要とされる場合は託児所を設置する。	文化振興課
				継続	研修会等の開催に関して、託児希望者の事前確認を行う。	希望に応じて、託児を行う。	託児を必要とする参加者を対象とした研修会等を開催していないため。	引き続き、希望に応じて託児を行う。	人権・同和教育課
				継続	会議等へ子どもをもつ女性が参加しやすい環境づくり	本会議等の傍聴及び市民と議会の意見交換会へ子どもをもつ女性が参加しやすい環境について調査研究を行う。	コロナ禍のため、入場制限など感染対策を行ったため、参加しやすい環境ではなかった。	本議会等の傍聴及び市民と議会の意見交換会に、子どもを持つ女性が参加しやすい環境に必要なことを調査研究するとともに、議会だよりやホームページ等で周知し、参加向上を図る。	議会事務局
					該当なし	—	コロナ禍により開催できなかった。	講演会等開催時には託児室を開設する。	黒木支所
					該当なし	—	コロナ禍により開催できなかった。	開催する際、準備したい。	立花支所

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	3年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課	
					該当なし	—	開催予定だった講演会が中止になった。	講演会開催時には託児室を開設する。	上陽支所	
					該当なし	—	矢部地域では、高齢化率も高く講演会を実施する機会がなかった。	講演会開催時には託児室を開設する。	矢部支所	
					該当なし	—	開催予定だった講演会が中止になった。	講演会開催時には託児室を開設する。	星野支所	
		12	男女共同参画に関する図書 の充実	○ 「男女共同参画週間」にあわせ、男女共同参画や女性問題などに関する図書を展示・貸出を行う。	継続	専用コーナーを設け、テーマ図書の展示貸出を実施。	利用者の目を引く展示と周知をする。	「男女共同参画週間」にあわせ、関連図書を展示・貸出しを行った。あわせてポスターを掲示した。	毎年本館でテーマ図書の展示・貸出しを開催していたが、今後は各分館を巡回させ、広く周知を図る。	社会教育課
男女共同参画3画に関する国際的協調	(1) SDGsに関する理解の促進	13	SDGsに関する啓発・情報提供	○ SDGsに関する理解を深めるため、啓発や情報提供を行います。	12月 通年	男女共同参画講演会の開催 企業等への啓発	市民との協働による男女共同参画講演会のテーマにSDGsを取り入れる。 SDGsの理解を深めるために企業への啓発を行う。	男女共同参画講演会の講演内容の中にSDGsの「誰も取り残さない」というテーマを取り入れた。 商工会議所等に情報提供や研修会の案内を行った。	男女共同参画講演会等を通じてSDGsの啓発や情報提供を行い、SDGsへの理解に努める。 企業等への啓発や情報提供に努める。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
		14	SDGsに関する学習機会の提供	○ SDGsをテーマとした講座・講演会を開催します。 ○ 他の機関がSDGsをテーマに開催する講座・講演会について情報提供を行います。	12月	男女共同参画講演会の開催	市民との協働による男女共同参画講演会のテーマにSDGsを取り入れる。	男女共同参画講演会の講演内容の中にSDGsの「誰も取り残さない」というテーマを取り入れた。 商工会議所等に情報提供や研修会の案内を行った。	男女共同参画講演会のテーマや講演内容にSDGsを取り入れる。 商工会議所等に情報提供を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する労働環境づくり(八女市女性活躍推進計画)

主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	3年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課	
ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 仕事と子育ての両立支援の充実	15 「子ども・子育て支援事業計画」の推進	○「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の充実や子育て環境の整備、配慮が必要な子どもと家庭に対する支援を行います。	通年	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施される各種事業の進捗状況を確認する。	「第2期子ども・子育て支援事業計画」に記載された評価指標とその成果を確認し、8月の子ども・子育て会議にて報告を行う。	「第2期子ども・子育て支援事業計画」に記載された評価指標とその成果を確認し、8月の子ども・子育て会議にて報告を行った。	「第2期子ども・子育て支援事業計画」に記載された評価指標とその成果を確認し、子ども・子育て会議にて報告を行う。	子育て支援課	
		16 家族介護者に対する支援の充実	○「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、家族介護者への支援や、地域で支えあう環境づくりを進めます。	継続	重度の介護が必要な高齢者を在宅で介護する家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減するため、介護用品を支給する。	介護認定決定通知の際、該当する方に対し文書を同封することで事業の周知を図り、利用につなげる。	介護認定決定通知に文書を同封することで制度周知に努めた。R3年度は介護用品給付事業で延べ件数715件、3,812,862円の支出を行い、家族介護者への支援を行った。	介護認定決定通知送付時、窓口来庁時等に事業の周知を行い、仕事と介護の両立の支援を行う。	介護長寿課	
	(3) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の充実	17 男性の家事・育児等への参画を促す啓発・情報提供	○「おとこの料理教室」など、男性が参加しやすい両立支援講座を開催します。 ○「プレママ・プレパパ講座」など、父母が一緒に参加できる子育て講座を開催します。 ○市広報やホームページ等を活用して、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発や情報提供を行います。	通年	父母と一緒に参加できる子育て講座の開催	多くの父親が参加できる子育て講座を開催し、男性の子育ての参画につなげていく。	・プレパパ・プレママ講座3回開催 55人中父親24人参加 ・パパママ集まれる回開催 大人の参加87人中、父親8人参加	男女がともに育児を行う環境を実現できるようになる講座を開催し、男性の育児等への参画につなげていく。	子育て支援課	
労働の分野における女性活躍の推進	(1) 女性が働きやすい労働環境の整備	19 女性の就労支援	○女性のスキルアップや就業を目的とした講座を開催します。 ○市広報やホームページ等を活用して、女性の就労支援に関する情報提供を行います。	通年	市広報やホームページ等によるワーク・ライフ・バランスに関する啓発や情報提供	市広報やホームページ等を活用して、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発や情報提供し、男性の家事・育児等への参画を促す	新型コロナウイルス感染症拡大予防のために、料理教室や子育て世代を対象とした講座の開催実施しなかった。	子育て支援課と連携し、子育て世代への啓発等を行う。 市広報等を活用して啓発等を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
				通年	企業・事業所等への啓発・情報提供	企業・事業所等への啓発・情報提供	商工会議所等を通して啓発・情報提供を行う。	商工会議所等に育児休業法改正等の情報提供や研修の案内等を行った。	商工会議所等を通して啓発・情報提供を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
				継続	市広報やホームページの活用、関係機関が発行したパンフレットやチラシ等の配架により啓発を行う。	継続して実施する	市広報やホームページの活用、関係機関が発行したパンフレットやチラシ等の配架により啓発を行った。	市広報やホームページの活用、関係機関が発行したパンフレットやチラシ等の配架により啓発を行った。	市広報やホームページの活用、関係機関が発行したパンフレットやチラシ等の配架により啓発を行う。	企業誘致課
(2) セクシュアル・ハラスメント等の防止	21 ハラスメント防止に関する啓発	22 ハラスメントに関する相談窓口の周知	○市広報やホームページ等を活用して、セクハラ、パワハラなどのハラスメント防止に関する啓発を行います。 ○市広報やホームページ等を活用して、ハラスメント被害者のための相談窓口の周知を図ります。	通年	市広報やホームページ等によるセクハラ、パワハラなどのハラスメント防止に関する啓発	市広報やホームページ等を活用して、啓発を行いセクハラ、パワハラなどのハラスメント防止に努める。	市広報やホームページ等を活用して、啓発を行った。	市広報やホームページ等を活用して、啓発を行いセクハラ、パワハラなどのハラスメント防止に努める。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
				継続	市広報やホームページの活用、関係機関が発行したパンフレットやチラシ等の配架により啓発を行う。	継続して実施する	市広報やホームページの活用、関係機関が発行したパンフレットやチラシ等の配架により啓発を行った。	市広報やホームページの活用、関係機関が発行したパンフレットやチラシ等の配架により啓発を行う。	市広報やホームページの活用、関係機関が発行したパンフレットやチラシ等の配架により啓発を行う。	企業誘致課
				通年	市広報やホームページ等によるハラスメントに関する相談窓口の周知	市広報やホームページ等を活用して、ハラスメントに関する相談窓口の周知を行い、被害者を支援する。	市広報やホームページ等によりハラスメントに関する相談窓口の周知を行った。また、「やめ女性のための悩み相談電話」のカードの設置について市内の施設等に依頼した。	市広報やホームページ等を活用して、ハラスメントに関する相談窓口の周知を行い、被害者を支援する。	市広報やホームページ等を活用して、ハラスメントに関する相談窓口の周知を行い、被害者を支援する。施設等に相談電話のカードの設置を依頼して相談窓口の周知を図る。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
20 一般事業主行動計画の策定の支援	20 一般事業主行動計画の策定の支援	○企業・事業所が女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定するにあたって、必要な支援を行います。	通年	市広報やホームページ等による啓発・情報提供	市広報やホームページ等による啓発・情報提供	市広報やホームページ等による啓発・情報提供を行う。	市広報やホームページ等による啓発・情報提供を行った。	市広報やホームページ等による啓発・情報提供を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
			継続	就業を目的とした資格取得やスキルアップのための講座を開催する。	働く女性などに必要な援助を行い、福祉の増進に寄与する。	パソコンや簿記など、就業支援に係る講座を実施し、就業を支援した。	引き続きスキルアップや就業支援のための講座を開催していく。	社会教育課		
			通年	市広報やホームページ等による啓発・情報提供	市広報やホームページ等による啓発・情報提供	市広報やホームページ等による啓発・情報提供を行う。	市広報やホームページ等による啓発・情報提供を行った。	市広報やホームページ等による啓発・情報提供を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する労働環境づくり(八女市女性活躍推進計画)

主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	3年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
農業における男女共同参画の推進	(1) トナーシッブの確立	23 家族経営協定の推進	○ 農業者の就業条件の整備や、農業経営への女性の参画推進のため、家族経営協定の締結を進めます。		夫婦による認定農業者への共同申請を推進し、併せて家族経営協定締結を推進する。	家族経営協定締結による、女性(妻、後継者の配偶者等)の農業経営参画を継続して推進する。	4件の家族経営協定の締結を行った。	家族経営協定締結による女性(妻、後継者の配偶者等)の農業経営参画を継続して推進する。	農業振興課
		24 農業経営改善計画に関する啓発	○ 認定農業者が農業経営改善計画を策定する際に、労働時間の削減などについて相談や啓発を行います。		労働時間の削減と臨時、常時雇用の確保を目的とした経営改善計画の策定を推進する。	労働時間の削減及び雇用確保を目標とした農業経営改善計画の策定を啓発する。	136件の農業経営改善計画の策定に際し経営相談を行い、労働時間の削減の啓発を行った。	労働時間の削減及び雇用確保を目標とした農業経営改善計画の策定を啓発する。	農業振興課
	(2) 女性農業者への支援	25 農村女性グループの活動支援	○ 農村女性グループの学習活動や加工品開発などを支援します。		「八女市農業・農村の活性化をめざす女性の会」への支援	継続して支援する。	コロナ禍により先進地視察は実施できなかった。保育所・小学校への食材の提供等、女性グループ活動への支援を行った。	継続して支援する。	農業振興課
		26 女性農村アドバイザーの育成	○ 女性農村アドバイザーをはじめ女性リーダーを育成するとともに、活動を支援します。		女性オペレーター育成支援	継続して支援する。	実績なし ※対象者がなかったため	継続して支援する。	農業振興課
商工自営業における男女共同参画の推進	(1) 就業環境の整備	27 商工自営業者への啓発・情報提供	○ 商工自営業における男女共同参画推進に関し、啓発や情報提供を行います。	随時	商工事業者への情報提供および啓発	会議所、商工会を通じて会員事業者への情報提供を行う。	会議所、商工会を通じて商工事業者へ情報提供する際に、他の機関からの情報や対応なども確認しながら丁寧に協力依頼や啓発を行った。	関係機関からの情報を提供する際には、併せて啓発を行う。	商工振興課
				通年	商工自営業者への啓発・情報提供	商工会議所等を通じて啓発・情報提供を行う。	商工会議所等を通じて啓発・情報提供を行う。	商工会議所等を通じて啓発・情報提供を行った。男女共同参画推進審議会へ商工会議所等の代表を委員に選出。	商工会議所等を通じて啓発・情報提供を行う。
	(2) 女性自営業者への支援	28 商工団体役員への女性の登用	○ 商工団体に理解を求め、役員への女性の登用を進めるよう啓発を行います。	随時	商工団体役員等への女性登用を進めるよう啓発する。	市の方針を説明し、会議所や商工会へ役員等への女性の登用を進めるよう啓発する。	会議所、商工会と定期的に行う会議において、市の方針や女性登用にに関する啓発を行った。	各種団体の役員等への女性登用に ついて啓発に努める。	商工振興課
				通年	商工自営業者への研修会等の情報提供	商工会議所等を通じて研修会等の情報提供を行い女性人材の育成を支援する。	商工会議所等を通じて研修会等の参加を呼びかけた。	商工会議所等を通じて研修会等の参加を呼びかけた。	商工会議所等を通じて啓発・情報提供を行う。

基本目標Ⅲ 男女が共に参画する地域づくり

主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	3年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課	
政策・方針 1 決定への女性 の参画の 促進	(1) 審議会・委 員会等への 女性の登用の 促進	30 審議会・委員会等委員への 女性の登用	○ 市の審議会・委員会等委員の女性の割合を40%以上とすることを目標に、女性委員の登用を進めます。 ○ そのために、全庁的に意義・目的を共有し、選出区分の見直しなど具体的な対策を検討します。	随時	女性登用の在り方について、関係機関と協議する。	女性の登用については、一元的に40%を目標とするのではなく、協議会等の目的、人材に適応した女性の登用の在り方を関係機関とともに検討する。	防災会議委員26人うちの20人は各所属機関の役職者へ委嘱・任命している。市職員や学識経験者様6人はすべて女性に委嘱・任命している。	引き続き女性委員の登用に努める。	防災安全課	
				新規	審議会・委員会等委員への女性の登用を推進する	審議会・委員会等委員の女性割合40%以上を目指し、選出区分等の見直しを検討する	審議会・委員会等委員の女性割合40%以上を目指し、選出区分等の見直しを検討する	まち・ひと・しごと創生有識者会議の女性登用率は25%であった。委員推薦を依頼する際に女性登用の働きかけを行ったものの、登用率向上には至らなかった。	委員推薦依頼の際に女性委員の推薦の協力を依頼する。また、選出区分の見直しを検討する。	企画政策課
				継続	女性委員の登用率の向上	登用率40%以上の目標達成に向け、引き続き関係団体への働きかけを行う。	伝統的建造物群保存地区審議会については女性委員の選出について働きかけを行ったが登用率は35.7%となった。 八女市営住宅管理審議会については、働きかけを行ったが、女性委員の登用率は20.0%となった。	令和4年度は審議員の改選予定はないが、引き続き目標達成に向けて関係団体への働きかけを行う。	定住対策課	
				随時	あて職以外の各種委員への女性の登用率をあげる。	あて職以外の委員推薦を依頼する場合、女性登用に関して積極的に働きかけを行う。	委員推薦を依頼する際に女性登用の働きかけを行ったものの、登用率向上には至らなかった。	女性登用に向けた検討期間確保のため、委員の推薦依頼を可能な限り早めに行う。	商工振興課	
				継続	該当なし (審議会・委員会等設置の際は、委員への女性の登用を推進する。)	—	—	—	審議会・委員会等設置の際は、委員への女性の登用を推進する	企業誘致課
				環境審議会	環境審議会委員選出の際は、40%の女性委員確保のため、各団体に女性委員の選出を働きかける。	環境審議会の開催は無かった。	環境審議会委員選出の際は、40%の女性委員確保のため、各団体に女性委員の選出を働きかける。	環境課		
				10月	審議会・委員会等への女性の登用の促進のための各課ヒアリングの実施	審議会・委員会等への女性の登用を促進する。	審議会・委員会等への女性の登用状況について各課に調査を行った。40%目標達成のためのチェックシートを作成し、目標に達していない課についてヒアリングを実施した(書面)。庁内システムを活用し、職員への情報提供を行った。	審議会・委員会等委員の女性登用率促進のためのチェックシートを作成し、促進に努める。 年度内に改選を迎える審議会等については、女性登用について担当課に個別に呼びかける。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
				八女市障害支援区分審査会委員の女性登用率の達成	八女市障害支援区分審査会委員の女性の委員の登用率40%以上を目指す。	団体からの推薦により、達成できなかった。	委員の任期更新には、具体的な対策を検討する。	福祉課		
				通年	子ども子育て会議委員の委員交代においては、適宜女性登用を進める。	現在の登用率57%(14名中8名女性)であるので、交代時にも適宜女性登用を検討し、40%以上を維持する。	子ども子育て会議委員については、年度による人員の交代はあったものの、女性登用率は57%(14名中8名女性)である。	現在の登用率57%(14名中8名女性)であるので、交代時にも適宜女性登用を検討し、40%以上を維持する。	子育て支援課	
				八女市健康づくり推進協議会	協議会の構成員は、健康づくりに関係する医師会をはじめとする団体の代表であるため、委員会の改選時に各団体等に積極的な女性員の推薦を依頼する。	委員11名中6名が女性であり、女性割合40%以上となった。	協議会の構成員は、健康づくりに関係する医師会をはじめとする団体の代表であるため、委員会の改選時に各団体等に積極的な女性員の推薦を依頼する。	健康推進課		
				八女市国民健康保険運営協議	委員については被保険者代表・公益代表・保険医代表で構成されるため、委員会の改選時に各団体等に、積極的な女性委員の推進を依頼する。	協議会委員の50%が女性委員となっている。	協議会委員選出の際は、40%の女性委員確保のため、各団体に女性委員の選出を働きかける。	健康推進課		
				継続	介護保険事業計画等推進委員	介護保険事業計画等推進委員の女性の割合を40%以上確保出来るよう努める。 委員選任の際は、各団体に女性委員の選出を依頼する。	委員20人のうち各種団体の推薦依頼の際に女性の登用を依頼しており、結果6人の女性委員が選出されている。 女性の割合30%	推進委員会から次期計画策定に向け、策定委員会の委員推薦においても同様に取り組む。	介護長寿課	

基本目標Ⅲ 男女が共に参画する地域づくり

主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	3年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
				継続	都市計画審議会	都市計画審議会委員40%の女性委員確保に努める。また、委員選定の際は、各団体に女性委員の選出を依頼する。	各団体へ依頼をしたが、団体の都合もあり、目標は達成できなかった。	引き続き各団体へ依頼していく。	建設課
					各種委員会等の女性委員の登用率リストを作成し、計画的な推進を図る。	引き続き任期満了時に女性の登用を推進する。	関係機関、団体に推薦依頼しているため	引き続き任期満了時に女性の登用を推進する。	農業振興課
					女性登用の在り方について、関係機関と協議する。	女性の登用については、一元的に40%を目標とするのではなく、協議会等の目的、人材に適応した女性の登用の在り方を関係機関とともに検討する。	関係機関、団体に推薦依頼しているため	女性の登用については、一元的に40%を目標とするのではなく、協議会等の目的、人材に適応した女性の登用の在り方を関係機関とともに検討する。	林業振興課
					関係機関の状況把握を行い、意義・選出等協議を深める。	委員会の組織構成上、女性登用率40%目標には課題もあるが、次期改選時には適切な人材の選出に努める。	無(改選がなかったため)	改選によって女性委員の選出を目指す。	第一整備室
					関係機関の状況把握を行い、意義・選出等協議を深める。	協議会の組織構成上、女性登用率40%目標には課題もあるが協議会の意義等を踏まえ、適切な人材の登用に努める	—	—	第二整備室
					計画なし	—	—	—	上下水道局
					八女市教育委員会5人(教育長及び教育委員)について、女性の登用に努める。	今年度任期満了を向かえるため、登用率40%以上を目標に女性登用の推進に努める。	八女市教育委員会5人(教育長及び教育委員)について、女性の登用に努めた。女性登用率40%	引続き任期満了時に女性登用の推進に努める。	学校教育課
				継続	社会教育委員(任期:令和4年7月11日)改選時に女性委員の登用を推進する	女性委員登用率40%	社会教育委員12人について女性の登用に努めた。(登用率50%)	女性委員登用率40%	社会教育課
				継続	改選時に女性委員の登用を推進する。	女性委員登用率40%	審議会等の改選が無かった。	女性委員登用率40%	スポーツ振興課
				継続	文化財専門委員の女性登用を図る。	文化財専門委員は高い専門性が求められるため、関係機関の協力を得ながら人材の掘り起こしを行うことで女性登用率40%以上をめざす。	必要とする専門分野に適任の女性が無かった。	関係機関の協力を得ながら人材の掘り起こしを行う。	文化振興課
				継続	委員選定を行う際は、女性委員の登用に努める。	委員選定を行う場合は、女性委員の登用率40%以上を目標とする。	委員選定がなかった。	引き続き、委員選定を行う場合は、女性委員の登用率40%以上を目標に努める。	人権・同和教育課
					該当なし	—	—	協議会等への女性委員の登用を進める。	黒木支所
					該当なし	—	男女共同参画推進委員会の女生登用率は40%以上を達成している。	他の会議についても女性の登用率を上げていきたい。	立花支所
					該当なし	—	上陽町男女共同参画推進委員会について、女性登用率40%以上を達成できた。	市の審議会・委員会等委員の女性の割合を40%以上とすることを目標に、女性委員の登用を進める。	上陽支所
					該当なし	—	矢部地域づくり協議会では、役員では40%は達成できなかったが、各部会では、女性の推進委員会について、女生登用率30%以上を達成できた。	市の審議会・委員会等委員の女性の割合を40%以上とすることを目標に、女性委員の登用を進める。	矢部支所
					該当なし	—	—	市の審議会・委員会等委員の女性の割合を40%以上とすることを目標に、女性委員の登用を進める。	星野支所
		31 女性人材リストの整備・活用	○ 審議会・委員会等委員の選出をはじめ、さまざまな場面への女性の参画につなげるため、女性人材リストの整備・活用を行います。	通年	女性人材リストの整備	女性人材リストの登録を呼びかけ、整備を行う。	市広報、ホームページ、FM八女で女性人材リストへの登録を呼びかけた。各課に女性人材リストの葛生を呼びかけた。	女性人材リストの登録を呼びかけ、整備を行い、活用についても呼びかける。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

基本目標Ⅲ 男女が共に参画する地域づくり

主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	3年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
地域活動における男女共同参画の推進 2	(1) 地域活動への女性の参画の促進	32 地域活動団体への女性参画の促進	○ まちづくり協議会や行政区など地域で活動する団体に対し、女性役員の登用を進めるよう働きかけます。	新規	次期(令和4年度)行政区長の推薦依頼	地域活動における男女共同参画推進の観点から、女性の行政区長の推薦について配慮を依頼する。	令和4年度行政区長の推薦依頼依頼文書に、女性の行政区長の推薦について配慮をお願いした。	地域活動における男女共同参画推進の観点から、引き続き、女性の行政区長の推薦について配慮を依頼する。	総務課
				新規	・まちづくり協議会と連携し、各団体における女性リーダー育成の推進 ・市民提案助成事業を活用した男女共同参画を推進する企画提案の募集啓発	・女性リーダーの育成の推進 ・市民提案助成事業を活用した男女共同参画を推進する企画提案の募集啓発	・各団体と連携し女性リーダー育成の推進を図った。 ・市民提案事業において男女共同参画を推進するための企画を募集した。	・女性リーダーの育成の推進 ・市民提案助成事業を活用した男女共同参画を推進する企画提案の募集啓発	企画政策課
		33 地域活動団体の役員への啓発・情報提供	○ 地域活動団体の役員等に対し、地域活動における男女共同参画に関する啓発や情報提供を行います。	通年	地域活動団体の役員への啓発・情報提供	行政区やまちづくり団体等に男女共同参画に関する情報提供を行う。	行政区長を対象とした研修を行い、防災をテーマとして地域活動における女性の参画の大切さを呼びかけた。	行政区やまちづくり団体等に身近なテーマの中で男女共同参画に関する啓発を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
地域防災活動における男女共同参画の推進 3	(1) 男女共同参画の視点に立った防災・復興の促進	34 地域防災活動への女性参画の促進	○ 女性消防団員の活動支援や、自主防災組織への女性の参画促進に取り組みます。		火災予防教室をはじめとした、女性消防団員による各種行事への参加を促す。	女性消防防災士を養成し、自主防災組織の活動に参画しやすい基盤づくりを行う。	コロナ禍で活動に制限があったが、そのような中でも新型コロナウイルス感染症に配慮しながら火災予防教室などを行うことができる。また、市の主催事業で、女性防災士を育成することができた。	女性消防防災士を養成し、自主防災組織の活動に参画しやすい基盤づくりを行う。	防災安全課
		35 災害対応における男女共同参画に関する啓発	○ 女性被災者への配慮の必要性など、災害対応における男女共同参画の視点について啓発や情報提供を行います。	通年	防災安全課との連携	防災安全課の視点に立った災害対応を促進する。	防災安全課、総務課と連携して男女共同参画の視点に立った災害対応を促進する講演会を行った。	防災安全課と連携して男女共同参画の視点に立った災害対応を促進する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
市民との協働による男女共同参画の推進 4	(1) 市民と行政の協働による事業の推進	36 男女共同参画推進団体の活動の支援	○ 地域で男女共同参画を推進する団体の活動を支援します。	通年	男女共同参画まちづくり団体のネットワーク化	男女共同参画まちづくり団体のネットワーク化を行い活動を支援する。	男女共同参画推進ネットワーク実行委員会を組織し、講演会の企画や情報誌の発行を協働で行うことを通して活動を支援した。	男女共同参画まちづくり団体のネットワークを図りながら、各支所まちづくり推進係と連携して活動を支援する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
		37 事業の企画・運営への市民参画の促進	○ 男女共同参画に関する市民企画講座や、男女共同参画情報誌の企画・編集など、男女共同参画団体との協働による活動を行います。	通年	市民協働による講演会等の開催 市民企画講座の開催支援 市民協働による男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画まちづくり団体による市民協働の講演会や講座の開催、情報誌の発行により市民の参画を図る。	新型コロナウイルス感染症拡大により中止となったが、男女共同参画まちづくり団体と協働で講演会等の企画を行った。市民団体との協働による情報誌の発行を行った。	男女共同参画まちづくり団体等とともに男女共同参画に関する講座等の開催や情報誌編集を行い市民参画を促進する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

基本目標Ⅳ 男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援

主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	3年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
生涯を通じた健康づくりの支援	(1) 生涯を通じた健康づくりの支援	38 生涯を通じた健康づくりの支援	○ 思春期・更年期などの課題に対応し、健康寿命を延ばすため、生涯を通じた健康づくりの支援に取り組みます。	通年	出前講座 小中学校での性教育	市内小・中学校からの要請による生・性教育及び性感染症に関する性教育を実施。	中学校(矢部清流学園・見崎中学校)からの要請により、生・性教育及び性感染症に関する性教育を実施した。中学生は、男女互いの身体的特徴を理解した。	各学校からの要請による性教育講座に対応する。	子育て支援課
				継続	出前講座	出前講座では、生涯を通じた健康管理(更年期等)についての学習や情報提供の啓発を行う。	心の健康づくりを含めた出前講座を行った。(依頼=3件)	引き続き、健康寿命を延ばすため、生涯を通じた健康管理や更年期に起こる身体の不調をテーマとした講座の開催について行う。	健康推進課
		39 健康診査事業の充実	○ 女性特有のがんなどの早期発見・予防のため健康診査を実施するとともに、受診率向上に努めます。	継続	特定健診、20代・30代健診、後期高齢者健診、各種がん検診を実施する。その中でも、女性特有の子宮がん・乳がん検診の受診者の拡大を図るため、女性のための健診日(医師や技師などスタッフ全員女性)＝レディース日を昨年より日数を増やして行い、女性が健診を受けやすい環境の整備を行う。	6月～11月に特定健診、20代・30代健診、後期高齢者健診、各種がん検診の住民健診を実施する。子宮がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上を対象に集団・医療機関での検診を実施。また、健(検)診にクーポン券を配付した。	地区健診を48日実施し、うちレディース日を7日間設け、女性が健診・検診を受診しやすい環境を構築した。子宮頸がん検診(20歳以上)・乳がん検診(40歳以上)の受診促進のため、新たに検診の対象となった年齢の女性に対し、検診が無料になるクーポン券を配付した。	6月～11月に特定健診、20代・30代健診、後期高齢者健診、各種がん検診の住民健診を実施する。子宮がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上を対象に集団・医療機関での検診を実施する。また、健(検)診に行きやすくするための支援を行う。	健康推進課
		40 健康相談の充実	○ 性別にかかわらず心の相談などの悩みに対応し、心身の健康維持を図ります。	継続	健康相談・こころの相談	各地区(八女・黒木・立花・上陽・矢部・星野)月1回の健康相談や、おこなう八女で月1回行うこころの相談(電話相談にも対応)で対応する	毎月1回実施する各地区での健康相談と、こころの相談(コロナ禍においては電話相談)を実施した。	性別にかかわらず心の相談などの悩みに対応し、心身の健康維持を図るため、各地区での健康相談やこころの健康相談を、電話での対応も含め実施する。	健康推進課
(2) 妊娠・出産に関する健康づくりの支援		41 妊婦・乳幼児健康診査の充実	○ 妊婦・乳幼児の健康づくりのため健康診査を実施し、疾病の早期発見や予防に努めます。	通年	妊婦(産科)健康診査 4ヶ月児健診、10ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診	妊婦健康診査と妊婦産科健康診査を公費負担し、妊婦の健康管理を図る。乳幼児健診を実施し、乳幼児の疾病の早期発見、早期治療を図る。	妊婦健康診査(14回)及び妊婦産科健康診査(1回)を公費負担し、妊婦の健康管理を図った。乳幼児健康診査を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めた。	妊婦や乳幼児の健康診査を実施し、疾病の予防、早期発見に努める。	子育て支援課
		42 妊婦相談・子育て相談の充実	○ 安心して出産・子育てできるよう、健康相談や訪問指導で不安の軽減を図ります。	通年	子育て相談、新生児(第1子)訪問、妊産婦訪問	新生児(第1子)並びに妊産婦に対し訪問を実施し、育児の悩みや不安軽減、育児の健康管理を行う。	母子健康手帳交付時に妊婦相談を実施。また全妊婦に電話相談を実施し、安心して出産・子育てができる環境づくりを支援した。子育て相談を市内2カ所で行った。開催30回、参加者266組	妊産婦や新生児の相談・訪問指導を実施し、出産及び育児の悩みや不安の軽減を図る。	子育て支援課
		43 男性の理解の促進	○ 妊娠・出産に関する男性の理解を深め、育児への参画を進めるよう、父母参加型の育児講座や情報交換の集いを開催します。	通年	育児に関する父母参加型講座の開設、父子健康手帳の交付	男性も参加出来る講座や情報交換の場となる集い等を開催し、男性の育児への理解・参画につなげていく。	・母子健康手帳配付と併せて、父子健康手帳を配付 ・プレパパ・プレママ講座3回開催 55人中父親24人参加 ・パパママ集まれ6回開催 大人の参加87人中、父親8人参加	父母参加型の講座を開催し、妊娠・出産に関する男性の理解を深め、男性の育児への参画につなげていく。	子育て支援課
(3) スポーツを通じた健康づくりの支援		44 女性が参加しやすいスポーツ事業の充実	○ 女性が参加しやすい各種スポーツ事業を開催し、健康づくりに寄与するスポーツ活動を推進します。	継続	女性が参加しやすいスポーツ事業の開催	スポーツ事業への参加の働きかけと女性のニーズの把握を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大により、女性が参加しやすいスポーツ事業も含め、殆どのスポーツ事業が中止になったため。	スポーツ振興課	
社会的な困難を抱えた人への支援	(1) ひとり親家庭に対する支援	45 ひとり親家庭の生活の自立に対する支援	○ 経済的自立を支援するための事業を行うとともに、各種制度の周知を図ります。 ○ 生活や子どもの養育、就業などに関する相談機能の充実を図ります。	通年 年度末	高等職業訓練や高等学校卒業認定試験等、ひとり親への就労支援利用を検討している人への制度の周知、相談を行う。	ひとり親サポートセンター、ハローワークと連携を取り、相談会の開催や広報における周知を行う。	ひとり親サポートセンター、ハローワークと連携を取り、8月の児童扶養手当現況届会場で相談会の場を設けるなど、制度の周知、広報を行った。	ひとり親サポートセンター、ハローワークと連携を取り、相談会の開催や広報における周知を行う。	子育て支援課
		(2) 高齢者・障がい者に対する支援	46 高齢者・障がい者の生活の自立に対する支援	○ 関係機関と連携し、高齢者や障がい者の就労支援を行います。 ○ 地域で安心して暮らせるよう、生活支援体制の整備や相談機能の充実を図ります。	R4.3	基幹相談支援センターを中心として、就労支援、生活支援体制の整備を図る。	基幹相談支援センターやすいれんの専門職員の知識向上を図り、困難事例に対応する。	基幹相談支援センターを中心とした専門職員の知識向上を図り、高齢者や障がい者の相談支援の充実を図る。	福祉課

基本目標Ⅳ 男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援

主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	3年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
				継続	相談窓口である地域包括支援センターの更なる周知を図り、相談機能の充実を図る。併せて、生活体制整備事業や在宅医療、介護連携推進事業等を充実させながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す。	広報や研修部会を立ち上げ、職員のスキルアップを図り相談機能を高める。各地域包括支援センターごとに広報の手法を検討し実践する。	各種団体との連携等を通じた周知や各地域包括支援センターが原稿を作成した「ほうかつ通信」を全世帯に配布するなどして周知を図った。(相談件数:前年より400件増)。コロナ禍でのWEB研修等を活用しスキルアップを図り相談機能の強化を図り、支援を行った。	今後は相談の質の向上に向け、相談機能の強化と各種団体との連携強化を図る。事例の対応力向上を目指す。	介護長寿課
		47 公共施設の整備・充実	○誰もが安心して利用できるよう、公共施設や道路のバリアフリー化など都市基盤の整備を進めます。		市営住宅の維持管理	市営住宅の長寿命化を図り、施設の維持管理とともに高齢者、障がい者対応の住宅の継続確保に努めます。	令和3年度は、新規整備はなかったが、バリアフリー化された箇所の点検などを行い維持管理に努めた。	引き続き、市営住宅の長寿命化を図り、施設の維持管理とともに高齢者、障がい者対応の住宅の継続確保に努める。	定住対策課
				継続	地元行政区等からの要望を踏まえ、警察等と協議を行いながら安心・安全な道路作りに務める。都市計画道路、公園の整備及び維持管理に努める。	道路や公園の安全施設の設置や保守管理を適切に行う。	都市計画街路の樹木の管理、公園内の施設の維持管理に努め、利用者が安心して利用できる憩いの場所整備に努めた。	引き続き公園利用者が安全・安心に利用できるように維持管理に努める。	建設課
	(3) 経済的困難を抱えた人に対する支援	48 生活の安定を図るための支援	○関係機関と連携し生活支援に取り組み、各種制度の周知を図ります。 ○生活や就業などに関する相談機能の充実を図ります。	R4.3	HPなどにより制度の周知を図る。また関係各課を集めた会議などを行いながら、連携強化を図る。	制度浸透に努めるとともに、他課等との連携により充実した相談対応を行う。	制度浸透に努め、他課等・社会福祉協議会等との連携と強化により充実した相談対応を行うことができた。	今後も制度浸透に努めるとともに、他課・社会福祉協議会等との連携により相談支援体制の充実を図る。	福祉課
	(4) 外国人に対する支援	49 外国人の生活の自立に対する支援	○外国人が地域で孤立しないよう、国際理解のための啓発や、日本語学習などの支援を行います。	継続	八女日本語教室「よら話そう」へ補助金を交付し、活動を支援する。	引き続き活動を支援する。	八女日本語教室「よら話そう」への補助金交付し、活動の支援を行った。	引き続き活動を支援する。	社会教育課
	(5) 性的少数者に対する支援	50 正しい理解を深めるための啓発	○性的指向や性自認に関する正しい理解を深めるための啓発を行います。	通年	広報紙をはじめとした各種広報媒体による啓発活動及び様々な人権啓発資料の作成を行う。	・毎月1日発行の市広報紙への「なぜなぜ人権」掲載・筑後市及び広川町との共同制作による啓発冊子への掲載	広報紙人権啓発記事「なぜなぜ人権」に、性的少数者に関する人権について啓発記事を掲載した。	広報紙面やインターネットを活用し、様々な人権課題についての情報提供の充実を図る。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
配偶者等からの暴力の根絶	(1) DVIに関する啓発の推進	51 DV防止に関する啓発・情報提供	○市の広報紙やホームページ等を活用して、DV防止に関する啓発や情報提供を行います。 ○学校などを通じ、若年者に対してデートDVIに関する啓発を行います。	通年 9月	市広報・ホームページ等での啓発記事の掲載 デートDV冊子の配布	市広報やホームページ等を活用して、DV防止に関する啓発を推進する。 デートDV冊子を中学生や新成人に交付し、若年層への啓発を行う。	市広報11月号で特集記事を掲載した。 デートDV冊子作成し、中学生や新成人に交付した。	市広報やホームページ等を活用して、DV防止に関する啓発を推進する。若年層への啓発を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
		52 DV相談窓口の周知	○市の広報紙やホームページをはじめ、さまざまな手段を活用して相談窓口の周知を図ります。	通年	DV相談窓口の周知	様々な媒体を活用し、DV相談窓口の周知を図る。	市広報やホームページにより相談窓口を周知した。 相談電話カードを作成し、市内の施設等に設置した。	様々な媒体を活用し、DV相談窓口の周知を図る。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
	(2) DVIに関する相談・支援体制の強化	53 DV相談窓口の整備・充実	○女性相談員を設置し、DVをはじめとした女性からの相談に対応します。	通年	平成31年4月より配置している女性相談員による相談体制の継続	女性相談員による女性からの相談支援を行う。	女性相談員を配置し、「やめ女性のための悩み相談電話」を設置し、相談支援を行った。 相談件数216件(実人数136人)	女性相談員を配置し、女性からの相談支援を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
		54 関係職員の資質の向上	○相談に関わる職員や窓口の職員などを対象に研修や情報提供を行い、資質の向上に努めます。	1月	相談窓口職員を対象とした研修会の開催	相談窓口職員を対象とした研修会の開催し資質の向上に努める。	DV被害者支援庁内ネットワーク部会を対象としたDV研修を開催した。 庁内システムを活用して情報提供を行った。	DVに関する研修会を開催するとともに、システムを活用して職員への情報提供に努める。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
		55 庁内関係課の連携強化	○DV被害者支援庁内ネットワーク部会を中心に、庁内連携の強化を図ります。 ○各課でDV対応マニュアルに沿った対応を徹底するとともに、必要に応じてマニュアルの見直しを行います。 ○被害者の安全確保のため、各種手続きのワンストップサービスを実施します。	12月	DV被害者支援庁内ネットワーク部会	DV被害者支援庁内ネットワーク部会を開催し、DV被害者支援マニュアルの確認を行い、庁内関係課の連携を深める。	DV被害者支援庁内ネットワーク部会を開催し、DV被害者支援マニュアルの確認を行い、庁内関係課の連携の重要性を確認した。 庁内システムを活用し、情報提供を行った。	DV被害者支援庁内ネットワーク部会の連携を図る。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
					DV被害者等の市営住宅への入居相談における関係部署との連携	DV被害者等の相談においては、より一層慎重な対応や行動に心掛けるよう係全体での意識徹底を図る。	令和3年度は案件はなかったが、子育て支援課、介護長寿課など関係各所と情報共有するなど連携を図った。	引き続き、DV被害者等の相談においては、より一層慎重な対応や行動に心掛けるよう係全体での意識徹底を図る。	定住対策課

基本目標Ⅳ 男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援

主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	3年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
				継続	DV被害者支援の庁内連携を強化します。	○ DV被害者支援のため、庁内連携の強化を図ります。 ○ DV対応マニュアルに沿った対応を徹底するとともに、必要に応じてマニュアルの見直しを行います。 ○ 被害者の安全確保のため、各種手続きのワンストップサービスを実施します。	庁内連携強化に努めた。	DV被害者等からの相談があった場合は、庁内関連部署へ速やかに情報提供を行い、外部に漏洩しないよう情報管理を徹底する。	健康推進課
				継続	○庁内連携の強化 ○DV対応マニュアルに沿った対応の徹底 ○ワンストップサービスの実施	被害者の安全確保のため、庁内において情報を共有して連携を強化し、DV対応マニュアルに沿った対応を徹底するとともに、手続きのワンストップサービスを実施します。	被害者の安全確保のため、DV対応マニュアルに沿い、手続きのワンストップサービスを行った。	被害者の安全確保のため、庁内において情報を共有して連携を強化し、DV対応マニュアルに沿った対応を徹底するとともに、手続きのワンストップサービスを実施する。	税務課
				継続	・DV被害者支援関連部署との連携強化を図る。 ・DV被害者の安全確保のため、ワンストップサービスを実施する。	・DV被害者の住所情報が漏洩しないよう、関連部署と連携を強化し、情報共有を図る。 ・DV被害者の安全確保のため、支援措置申出手続きの際、ワンストップサービスを実施する。	・DV被害者支援関連部署と連携をいながら、支援措置申出手続きを行った。 ・支援措置申出手続きの際には、DV被害者の安全確保のため、ワンストップサービスを実施した。	・DV被害者の住所情報が漏洩しないよう、関連部署と連携を強化し、情報共有を図る。 ・DV被害者の安全確保のため、支援措置申出手続きの際、ワンストップサービスを実施する。	市民課
						DV被害者等からの相談があった場合は、庁内関連部署へ速やかに情報提供を行い、外部に漏洩しないよう情報管理を徹底する。	庁内連携強化に努めた。DV被害者からの相談は無かった。	DV被害者等からの相談があった場合は、庁内関連部署へ速やかに情報提供を行い、外部に漏洩しないよう情報管理を徹底する。	環境課
					DV被害者等の情報については、情報の共有及び管理の徹底を図る。	事案が発生した場合、関連部署と情報共有、管理の徹底に努める。	事案が発生した場合に備え、関連部署と情報共有、管理の徹底に努めた。DV被害者からの相談は無かった。	被害者の安全確保のため、庁内関連部署へ速やかに情報提供を行い、情報を共有して連携を強化し、DV対応マニュアルに沿った対応を徹底する。	福祉課
				通年	被害者の安全確保のため、各種手続きのワンストップサービスを実施する。	相談者に寄り添い、担当課と連携し被害者の安全を確保しつつワンストップサービスでスムーズな手続きを行う。	被害者保護のためのマニュアルに沿い、相談者の状況に応じ、各種手続きの個別対応等を行っている。	相談者に寄り添い、担当課と連携し被害者の安全を確保しつつワンストップサービスでスムーズな手続きを行う。	子育て支援課
				継続	DV被害者支援の庁内連携を強化します。	○ DV被害者支援のため、庁内連携の強化を図ります。 ○ DV対応マニュアルに沿った対応を徹底するとともに、必要に応じてマニュアルの見直しを行います。 ○ 被害者の安全確保のため、各種手続きのワンストップサービスを実施します。	庁内連携強化に努めた。	DV被害者等からの相談があった場合は、庁内関連部署へ速やかに情報提供を行い、外部に漏洩しないよう情報管理を徹底する。	健康推進課
				継続	各地域包括支援センターで相談対応できるよう、DV対応マニュアルを周知徹底し、被害者の安全確保と支援に向け、行政と連携し対応できる。	行政の窓口のみならず、委託先である地域包括支援センターもDVマニュアルに沿った対応をができ、相談機能の強化、連携強化に努める。	実施できた	同様に課内の人事異動等で窓口対応する職員への周知と対応強化を目指す。	介護長寿課
				継続	・庁内ネットワーク部会を軸とした情報共有などの連携強化 ・マニュアルに沿った対応の徹底 ・ワンストップサービスの実施	被害者の安全確保を重視し、情報の共有及び管理を徹底する。また、マニュアルに沿った対応を行い、必要に応じて他の窓口へ出向くなどワンストップ対応ができるよう努める。	DV被害者からの相談は無かった。	マニュアルに沿った対応を行い、必要に応じて他の窓口へ出向くなどワンストップ対応ができるよう努める。	上下水道局
				継続	DV対応マニュアルに沿った対応を徹底する。	DV対応マニュアルに基づき、関係機関と共通理解を図り適切な対応を図る。	DV対応マニュアルに基づき、関係機関と共通認識を持って適切な対応が出来た。	今後も引き続き、や関係法令を遵守しながら適切な対応を行っていく。	学校教育課
				随時	該当なし	来庁時に、なるべく人と会わないようなルート及び相談室等の確保に努め、各種手続きは短時間で対応できるようにする。	来庁時には、なるべく人との接触のない移動ルートと相談室を確保し、手続等については短時間で対応できるよう心掛けた。	DV被害者支援庁内ネットワーク部会を中心に、庁内連携の強化を図る。DV対応マニュアルに沿った対応を徹底する。	黒木支所

基本目標Ⅳ 男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援

主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	3年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
				随時	該当なし	なるべく人と会わないような来庁時ルート、相談室等の確保に努め、各種手続きのワンストップサービスについては短時間で対応できるようにする。	なるべく人と会わないような来庁時ルート、相談室等の確保に努め、各種手続きのワンストップサービスについては短時間で対応できるようにした。	引き続き、支援が必要な方へ配慮した対応をするとともに、庁内ネットワーク部会を中心とした連携に努める。	立花支所
					該当なし	来庁時には、なるべく人との接触のない移動ルートと相談室を確保し、手続等については短時間で対応できるようにする。	来庁時には、なるべく人との接触のない移動ルートと相談室を確保し、手続等については短時間で対応できるよう心掛けた。	引き続き、来庁時には、なるべく人との接触のない移動ルートと相談室を確保し、手続等については短時間で対応できるようにする。	上陽支所
				随時	該当なし	なるべく人と会わないような来庁時ルート、相談室等の確保に努め、各種手続きのワンストップサービスについては短時間で対応できるようにする。	DV被害者支援庁内ネットワーク部会を中心に、庁内連携の強化を図った。 DV対応マニュアルの庁内での確認、手続きのワンストップサービスに沿った対応の共有を徹底した。	DV被害者支援庁内ネットワーク部会を中心に、庁内連携の強化を図る。 DV対応マニュアルに沿った対応を徹底する。	矢部支所
					該当なし	来庁時には、なるべく人との接触のない移動ルートと相談室を確保し、手続等については短時間で対応できるようにする。	DV被害者支援庁内ネットワーク部会を中心に、庁内連携の強化を図った。 DV対応マニュアルに沿った対応を徹底した。	DV被害者支援庁内ネットワーク部会を中心に、庁内連携の強化を図る。 DV対応マニュアルに沿った対応を徹底する。	星野支所
		56 関係機関との連携強化	○ 県の各部署や警察など関係機関と連携し、被害者の保護・支援を行います。	通年	関係機関との連携	関係機関との連携を深め、被害者支援のための迅速、適切な対応を図る。	警察や女性相談所、支援施設との情報交換や連携を行い、個々のケースに応じて支援を行った。	関係機関との連携に努める。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

行動計画を推進するための取り組み

	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	3年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
行動計画を推進するための取り組み	(1) 庁内の推進体制の充実	57 男女共同参画推進協議会の活動の充実	○ 男女共同参画推進協議会を開催して課題の共有と全体化を図り、行動計画を着実に推進します。	12月	男女共同参画推進協議会の開催	男女共同参画推進協議会の開催し、行動計画の進捗状況について情報共有した(8月)。	男女共同参画推進協議会の開催し、行動計画の進捗状況について情報共有した(8月)。	男女共同参画推進協議会の開催し、行動計画の進捗状況について情報共有する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
		58 女性職員の登用と職域拡大	○ 女性職員が活躍できる環境整備のため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を推進します。	継続	職員の能力開発と人材育成	特定事業主行動計画の検証を行い、計画の見直しを行う。改訂後の計画を職員へ周知し、諸制度の活用を推進する。特定事業主行動計画の女性職員管理職の割合の数値目標は、20%以上としている。	管理職(部課長級)に占める女性職員の割合を20%以上にする数値目標に対し、令和3年度は14%に止まった。まずは、管理職への登用のための必要となる職務経験の機会を付与する取組として、ライン職(課長補佐、係長)に占める女性職員の割合の向上が必要である。	管理職に占める女性職員の割合を20%以上とする。また、管理職になるための必要となる職務経験の機会を付与するため、ライン職(課長補佐、係長)に占める女性職員の割合を34%以上とする。	人事課
		59 職員の育児・介護等の両立支援	○ 職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を推進します。	継続	制度の周知徹底、意識啓発	特定事業主行動計画の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。計画を職員へ周知し、諸制度の活用を推進する。	第1期特定事業主行動計画の検証を行い、令和3年度から令和7年度までの第2期特定事業主行動計画を策定した。当該計画を職員が閲覧できる環境で周知を図り、出産予定の職員には、子育てハンドブックを配布した。	特定事業主行動計画の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。計画を職員へ周知し、諸制度の活用を推進し、仕事と家庭の両立を支援する。	人事課
		60 職員に対する啓発・情報提供	○ 男女共同参画に関する理解を深めるため、職員研修などによる啓発や情報提供を行います。	継続	職員への啓発と自己の意識改革	全庁的な啓発活動により、職場のハラスメント防止を図る。	相談窓口となるハラスメントの苦情相談員及び苦情処理委員会を全職員に周知し、職員のハラスメント防止を図った。	全庁的な啓発活動により、職場のハラスメント防止を図る。	人事課
				4月	男女共同参画職員研修の実施	男女共同参画職員研修の実施し、男女共同参画の視点について理解を深める。	採用2年目の職員等を対象に男女共同参画職員研修を実施(5月)。庁内システムを活用し職員への情報提供を行った。	男女共同参画職員研修の開催、情報提供を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
		(2) 行動計画の進捗管理	61 男女共同参画推進審議会の充実	○ 男女共同参画推進審議会において、行動計画の進捗状況をはじめ男女共同参画行政に関して委員の意見を聴き、施策に反映するよう努めます。	8月	八女市男女共同参画推進審議会の開催	八女市男女共同参画推進審議会の開催し、行動計画の進捗状況等について意見を聞く。	八女市男女共同参画推進審議会の開催し、行動計画の進捗状況等について意見拝聴した(8、10月)。	八女市男女共同参画推進審議会の開催し、進捗状況について意見を聞く。
	62 行動計画の進捗状況の公開		○ 行動計画の毎年度の進捗状況を市のホームページ等に掲載し、広く市民に公開します。	9月	行動計画の進捗状況のホームページ掲載	行動計画の進捗状況の公開し、計画を推進する。	行動計画の進捗状況について市ホームページで公開した。	行動計画の進捗状況について市ホームページに掲載する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
	63 市民アンケートの実施		○ 男女共同参画に関する市民の意識と実態を把握し、施策の参考とするため、必要に応じて市民アンケートを実施します。	該当なし	該当なし	—	—	男女共同参画行動計画策定時に実施予定。	人権・同和政策・男女共同参画推進課